

議案第101号

土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部改正について

土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年11月29日提出

平成30年11月29日可決

藤岡市長 新井雅博

藤岡市条例第 号

土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例（昭和49年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第36条の2第1項」を「第36条の3第1項」に改める。

第2条中「移転等」の次に「（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）」を、「供した場合」の次に「（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）」を加える。

第3条第3号中「移転」を「移転等」に改め、同条第6号を削り、同条第7号中「前号」を「前各号」に、「、又は」を「又は」に、「、補助金等の」を「補助金等の」に改め、同号を同条第6号とする。

第4条中「市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例」を「藤岡市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例」に改める。

第7条第1項中「特別徴収」を「特別徴収金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成3

1年4月1日から施行する。